



# 医療福祉相談室 だより

2013年7月  
第9号

年金には、老後の生活を支える「老齢年金」だけでなく、現役世代が病気やけがなどで障害が生じたときに受け取ることができる「障害年金」があります。

今回は、「**障害年金**」の種類・該当する方・申請方法について、ご案内します。

★ **初診日に加入していた年金制度より受給できます。**

- 初診日に 国民年金の被保険者 → 「障害基礎年金」
- 厚生年金の被保険者 → 「障害厚生年金」
- 共済年金の被保険者 → 「障害共済年金」

「初診日」とは

その障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日です。

※ 厚生年金・共済年金の被保険者の方は、自動的に国民年金の被保険者でもあるため、障害等級が1・2級であれば、障害基礎年金も併せて受給できます。

★ **障害等級1～3級に該当する状態の時に受給できます。（身体障害者手帳の等級とは異なります）**

障害等級	法律による定義	具体的には
1級	身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身の回りのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。
2級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできてもそれ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。
（厚生・共済年金） 3級	傷病が治らないで、労働が著しい制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度のもの	労働が著しい制限を受ける、または、労働に制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活には、ほとんど支障はないが労働については制限がある方が3級に相当します。

※3級よりも軽い状態で、労働に制限を受ける障害が残った時には、障害手当金（一時金）が受給できる場合があります。

## 「障害基礎年金」

受給要件(①加入要件、②保険料納付要件、③障害要件)

①～③すべての要件を満たす必要があります。

### ①加入要件

初診日において、公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)の被保険者である方。  
または、被保険者となる前(20歳前)や、被保険者資格を失った後(60歳以上65歳未満)の方。

### ②保険料納付要件

初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。または、初診日のある月の前々月までの直近1年間の被保険者期間に、保険料の未納期間がないこと。

※20歳前に初診日がある方は、この要件を問われません。

### ③障害要件

障害認定日において、障害の程度が障害等級1～2級に該当する方。

※20歳前に初診日がある方は、20歳に達したときです。

人工透析を行っている方は、原則として2級に該当します。

(症状や検査成績、具体的な日常生活状況等によっては、1級になる場合もあります)

「障害認定日」とは

初診日から1年6ヶ月を経過した日またはその期間内で症状が固定した日です。  
人工透析を行っている方は、1年6ヶ月以内でも、透析を初めて受けた日から3ヶ月を経過した日が障害認定日となります。

Q. 障害認定日には該当せず、後になって傷病が悪化し、  
障害等級1～3級に該当する状態になったら？

A. 受給要件の①加入要件②保険料納付要件を満たし、  
65歳に達する日の前日(誕生日の前々日)までに  
申請をすることで受給できます。

これを「事後重症の障害年金請求」といいます。

受給が開始されるのは、請求をした翌月からです。

ただし、老齢基礎年金の繰上げ受給をしている方は請求できません。



Q.障害認定日において、受給要件に該当していたのに申請をしていなかった場合、後から遡って障害年金を受給できる？

A.受給することができます。ただし、遡れるのは最長 5 年分までです。過去に遡って、受給することを「遡及請求」といいます。

### 申請受付(申請窓口)

---

お住まいの市区町村役場の窓口になります。

なお、初診日が国民年金第 3 号被保険者期間中の場合は、お近くの年金事務所になります。

### 申請書類

---

市区町村役場や年金事務所に申請用紙があります。

申請をする方の条件によって必要書類が異なりますので、事前に窓口へご相談ください。

- 【主な申請書類】
- ・年金請求書
  - ・受診状況等証明書
  - ・病歴状況申立書
  - ・診断書
  - ・戸籍謄(抄)本(記載事項証明書)
  - ・年金手帳
  - ・受取先金融機関の通帳・キャッシュカード等(本人名義)写しも可
  - ・印鑑 認印可

### 年金額

---

平成 25 年度年金額(定額)

【1 級】983,100 円    【2 級】786,500 円

※ 18 歳到達年度の末日までにある子(障害者は 20 歳未満)がいる場合は、子の人数によって加算があります。

## 「障害厚生年金」

厚生年金に加入している時に初診日があることが必要です。

障害基礎年金の 1 または 2 級に該当する状態になった時 →「障害基礎年金」+「障害厚生年金」受給  
障害厚生年金の 3 級に該当する状態になった時 →「障害厚生年金」のみ受給

なお、初診日から 5 年以内に病気やケガが治り(症状が固定し)、障害厚生年金(1~3 級)を受けるよりも軽い障害が残った時は、障害手当金(一時金)が受給できます。

※「事後重症の請求」や「遡及請求」もできます。

### 受給要件

①~③すべての要件を満たす必要があります。

- ①厚生年金の被保険者である間に初診日がある方。
- ②障害基礎年金の受給要件をすべて満たしている方。
- ③障害認定日において、障害の程度が一定の基準以上(障害等級 1~3 級)の状態である方。

### 申請受付(申請窓口)

お近くの年金事務所が窓口になります。

### 申請書類

年金事務所に申請用紙があります。

申請をする方の条件によって必要書類が異なりますので、事前に窓口へご相談ください。

申請書類は「障害基礎年金の主な申請書類」をご参照ください。

### 受給額

平成 25 年度

【1 級】(報酬比例の年金額) × 1.25 + (配偶者の加給年金額)

【2 級】(報酬比例の年金額) + (配偶者の加給年金額)

【3 級】(報酬比例の年金額) ※最低保障額 589,900 円

【障害手当金(一時金)】(報酬比例の年金額) × 2 ※最低保証額 1,150,200円

※配偶者の加給年金額について

1 級および 2 級の方は、加給年金に該当する配偶者がいる場合、226,300 円が加算されます。

## 「障害共済年金」

共済年金に加入している時に初診日があることが必要です。

障害共済年金の 1 または 2 級に該当する状態になった時 →「障害基礎年金」+「障害共済年金」受給、  
又は「障害共済年金」のみ受給  
障害共済年金の 3 級に該当する状態になった時 →「障害共済年金」のみ受給

なお、障害共済年金(1～3 級)を受けるよりも軽く、一定の障害があつて退職をされた時は、障害一時金を受給できます。

障害共済年金は、原則として在職中は受給できません。(在職中の総報酬月額相当額と年金額の合計額によっては、年金額の一部が支給されることがあります)

※「事後重症の請求」や「遡及請求」もできます。

### 受給要件

①と②両方の要件を満たす必要があります。

- ①共済年金の被保険者である間に初診日がある方。
- ②障害認定日において、障害の程度が一定の基準以上(障害等級 1～3 級)の状態である方。

※ 障害基礎年金の納付要件を満たしている方は、「障害基礎年金」も受給できます。

### 申請受付(申請窓口) 及び申請書類

加入している組合が申請窓口になります。詳細は、各組合へお問い合わせください。

### 受給額

【1 級】(厚生年金相当部額) + (地域・職域加算額等) × 1.25 + (加給年金額)  
 【2 級】(厚生年金相当部額) + (地域・職域加算額等) + (加給年金額)  
 【3 級】(厚生年金相当部額) + (地域・職域加算額等) ※最低保障額 あり

※ 1 級および 2 級の方は、加給年金に該当する配偶者がいる場合、加算されます。  
 受給額は各組合によって異なります。詳細は加入している組合へお問い合わせください。

障害年金を受けるには  
申請が必要です



(2013 年 7 月現在)